

高岡市地域公共交通計画の骨子（案）

高岡市地域公共交通計画の骨子（案）について

○計画策定の趣旨

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域公共交通活性化再生法）」の令和2年6月の改正に伴い、地域公共交通計画の策定が地方自治体の努力義務とされた（第5条）こと、本市の公共交通に係る基本計画である高岡市総合交通戦略の計画期間が令和5年度までであることを踏まえ、高岡市が今後目指すべき公共交通について、まちづくりと一体的に構想し、本市の公共交通を取り巻く多様な課題に対応するための基本計画として、新たに計画を策定するもの。

○計画記載事項

計画には、地域公共交通活性化再生法第5条2項において、以下の事項を定めることとされている。

- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 二 地域公共交通計画の区域
- 三 地域公共交通計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 計画期間
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

○留意事項

- ・「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」二の1の(1)では、地域公共交通計画に定める基本的な方針について、「地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定めること」とされている。
- ・計画の検討に当たり、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点から、特に次の点に留意することとされている。
 - ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ②地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ④住民の協力を含む関係者の連携

現行の総合交通戦略を基本として、地域公共交通活性化再生法に基づき記載事項を整理するとともに、現在の状況に照らして内容を修正。

1 基本的な方針

- 「目指すべき将来像」は、本市総合計画に掲げる「コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり」とする。

目指すべき将来像

コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり

- 「公共交通が果たすべき役割」を基本理念として明確化する。

基本理念＝「公共交通が果たすべき役割」

「高岡型コミュニティ交通」の確立による、持続可能な公共交通ネットワークの構築

都市機能、居住機能の集約化と、これらのネットワーク化による「コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり」を目指す上で、公共交通はそれぞれの機能、拠点を結ぶ重要な役割を担っています。鉄軌道、路線バス等の骨格的公共交通と、これらを補完する市民協働型地域交通システムによって、市域全体の移動利便性を高める「高岡型コミュニティ交通」を確立し、「ヒト・モノ・コトの循環」を支える公共交通ネットワークを構築することで、持続可能な未来都市高岡を目指します。

※「高岡型コミュニティ交通の確立」、「ヒト・モノ・コトの循環」を新たに位置づけ

- 「公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性」を基本方針としてまとめる。

基本方針＝「公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性」

基本方針1：広域交通拠点の利便性向上と2次交通の充実等による観光誘客と広域交流の促進

広域交通拠点である新高岡駅や高岡駅の利便性向上に取り組むとともに、これらを起点とした2次交通の充実を図ることで、観光誘客や広域交流の促進につなげる。

基本方針2：交通資源のフル活用による市内の移動利便性の確保

骨格的公共交通の維持と、これらと地域をつなぐ市民協働型地域交通システムの普及拡大など、交通資源をフル活用して交通ネットワークの強化を図るとともに、交通事業に従事する担い手確保に取り組むことで、市内の移動利便性を確保する。

基本方針3：交通DXの推進等によるサービス水準の向上

交通系ICカードの導入やMaaSの活用などデジタル技術を実装する交通DXの推進などにより、公共交通におけるサービス水準の向上を図る。

基本方針4：生活の中で公共交通を利用するライフスタイルの普及・浸透

自家用車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を目指し、地域公共交通に関わる者が一体となって、生活の中に公共交通を取り入れるためのきっかけづくりや意識醸成に取り組む。

※基本方針の構成は交通戦略を踏襲しつつ、現在の状況に照らして修正（交通DXの推進などにも対応）

2 区域：高岡市全域

3 目標

- ・交通戦略に記載する内容を踏襲しつつ、基本方針を実現するために達成すべき項目について、現在の公共交通を取り巻く実状を踏まえて設定する。

4 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

- ・交通戦略に記載する実施事業、実施主体を踏襲しつつ、新たな課題等に対応する新規事業等について設定する。

5 達成状況の評価に関する事項

- ・交通戦略に記載する評価指標を踏襲しつつ、目標や実施事業のフォローアップに際し、トレンドの把握や事業の比較評価に適した項目について、県の地域公共交通計画（交通戦略）に掲げる指標との整合も図りながら設定する。

6 計画期間：令和6年4月～令和11年3月（5年間）

7 計画の実施に関し本市が必要と認める事項

- ・国の補助制度など活用すべき事項に対応して、項目を設定していく。